

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条及び第 801 条並びに会社法施行規則第 189 条及び第 201 条に規定する書面)

カワサキテクノウェーブ株式会社(以下、「分割会社」という。)と、川崎重工業株式会社(以下、「承継会社」という。)は、平成 30 年 5 月 7 日付にて両者間で締結した吸収分割契約書(以下「本件吸収分割契約書」という。)に基づき吸収分割(以下「本件吸収分割」という。)を実施いたしました。

つきましては、分割会社に関しては、会社法第 791 条及び会社法施行規則第 189 条の定めに基づき、承継会社に関しては、会社法第 801 条及び会社法施行規則第 201 条の定めに基づき、下記のとおり本件吸収分割に関する事項を記載した書面を作成し、備え置きます。

なお、分割会社は、本件吸収分割の効力発生日と同日付にて、株式会社川重サポートを存続会社とする吸収合併を行い解散いたしておりますので、本書面は当該吸収合併により分割会社の権利義務を承継した株式会社川重サポートと承継会社が共同して作成し、備え置きます。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第 189 条第 1 号、同第 201 条第 1 号)

平成 30 年 7 月 1 日

2. 分割会社における法定手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 2 号)

(1) 本件吸収分割をやめることの請求(会社法第 784 条の 2)

分割会社の株主は承継会社のみであり、本件吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 株式買取請求(会社法第 785 条)

分割会社の株主は承継会社のみであり、株式買取請求はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求(会社法第 787 条)

分割会社においては新株予約権を発行していないため、当該事項はありません。

(4) 債権者の異議申述(会社法第 789 条)

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項に基づき、平成 30 年 5 月 17 日付で官報公告を実施し、同日付で知れたる債権者に対して個別の催告を実施いたしましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号、同第 201 条第 3 号)

(1) 本件吸収分割をやめることの請求(会社法第 796 条の 2)

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認を必要とせず実施する(簡易吸収分割)ため、同第 796 条の 2 但書に定める場合に該当し、承継会社の株主は本件吸収分割をやめることを請求することはできません。

なお、承継会社は、平成 30 年 5 月 17 日付で、本件吸収分割を会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認を必要とせず実施する(簡易吸収分割)旨について、同条第 3 項に基づき電子公告を実施いたしましたが、同条同項及び会社法施行規則第 197 条が定める株式を有する株主で本件吸収分割に反対した株主はいませんでした。

(2) 株式買取請求(会社法第 797 条)

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認を必要とせず実施する(簡易吸収分割)ため、会社法第 797 条第 1 項但書に定める場合に該当し、承継会社の株主は、株式買取請求権は認められておりません。

(3) 債権者の異議申述(会社法第 799 条)

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、平成 30 年 5 月 17 日付の官報及び電子公告により、承継会社の債権者に対して本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

(会社法施行規則第 189 条第 4 号、同第 201 条第 4 号)

承継会社は、平成 30 年 7 月 1 日をもって、分割会社から、本件吸収分割契約書に記載された、資産、債務、契約その他の権利義務を承継しました。承継会社から分割会社が承継した資産の額及び負債の額はいずれも 3 億円(概算値)です。

5. 本件吸収分割の変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号、同第 201 条第 5 号)

平成 30 年 7 月 2 日

6. その他、本件分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号、同第 201 条第 6 号)

該当する事項はありません。

以上

平成 30 年 7 月 2 日

(分割会社の権利義務を承継した会社)

神戸市中央区東川崎町三丁目 1 番 1 号

株式会社川重サポート

代表取締役 木村 朗



(承継会社)

神戸市中央区東川崎町三丁目 1 番 1 号

川崎重工業株式会社

代表取締役 金花 芳則

